徳島県景観形成指針

資 料 編

平成19年7月 徳島県

目 次 contents

1	用語解説集	•	•	•	•	•	•	•	1
2	景観計画事例集	•	•	•	•	•	•	•	5
3	支援措置	•	•	•	•	•	•	•	Ģ
4	フォトコンテスト及び写真展	•	•	•	•	•	•	•	13
5	景観ワークショップ	•	•	•	•	•	•	•	14
6	景観に関する著作	•	•	•	•	•	•	•	27
7	各種手続きの流れ	•	•	•	•	•	•	•	28

1 用語解説集

ページ欄のローマ数字は章番号を、アラビア数字はページ数で表しています。

	用語	ーン側のローマ数子は草笛与を、アフロア数子はペーン数で表し解説	ページ
ぁ	アイストップ	大の視線を遮るもの。もしくは視線をひきつける対象物。道路	·
ره	アイスドップ		
		の突き当たり等にある建築物や樹木等。	
	アドプト	地元企業や住民が、地元の道路や川の土手のような公共物を自	- 3
		分たちの養子とみなし、定期的に空き缶拾いなどの清掃活動を	
		行う、アメリカ生まれのボランティア制度。	
	アメニティ	生活環境の快適性。楽に暮らすために必要なものが整い、整備	
		されていること等、総合的な心地よさ。	
	美しい国づくり政策大綱	歴史や文化、風土など地域の個性を重視しながら美しい国づく	- 2
		りを進めるため、国土交通省が平成 15 年 7 月にまとめた方針。	
		景観面では初の大綱で、政府の観光立国行動計画を支援する役	
		割も担っている。	
		近畿ブロック知事会(福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪	- 1 2
	ロジェクト	府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県)が主催している取組	
		み。住む人々が「ふるさと」に誇りを持てるような、近畿にふさ	
		わしい風景の保全及び創出を目的とし、「美し風景」、「美し風	
		景」を守る地域活動、「美し風景」づくりに取り組む企業の募集を行る等を行る。	
	NTO.	集・紹介等を行う。	
	NPO	継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団	
		体の総称。医療・文化・環境・教育・まちづくりなどあらゆる	
		分野で活動している。	
	屋外広告物	屋外で、常時又は一定の期間継続して公衆に対して表示される	- 1 1
		もので、看板・立看板・はり紙・はり札・広告塔・広告板など。	
		都道府県の条例で規制を行っている。	
か	観光立国行動計画	内閣官房並びに国土交通省が中心となって関係省庁が連携しな	- 2
		がらとりまとめたもので、「住んでよし、訪れてよしの国づく	
		り」の副題で平成 15 年 7 月に決定された。地域観光等が示さ	
		れている。	
	グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在	
		型の余暇活動のこと。	
	 景観行政団体	景観法に位置付けられた景観行政を推進するための機関で、都	- 4
	法既门以凹件		- 4
		道府県、指定都市、中核市、又は都道府県知事と協議して景観	
	自知协 点	行政を実施することに同意を得た市町村を指す。 	2.
	景観協定	景観法に基づき、景観計画区域内の一団の土地の所有者等が、	-24
		その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の	
		形成に関して締結することができる協定。	
	景観協議会	景観法に基づき、景観計画区域における良好な景観の形成を図	- 2 3
		るために必要な協議を行うため、景観行政団体等が、組織する	
		ことができる協議会。	
	景観計画	景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画。	- 5
	景観計画区域	景観計画で定める景観計画の区域。	- 6
	景観重要建造物	景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景	- 1 0
		観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で、景観行政	
		団体の長が指定したもの。	
		景観計画区域内の道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等	- 1 2
	ホ既主女ム六ル収		- 1 2
		の公共施設(特定公共施設)であって、良好な景観の形成に重	
		要なもの。	

	用語	解 説	ページ
	景観重要樹木	景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観	- 1 0
		計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、景観行政団体	
		の長が指定したもの。	
	景観整備機構	良好な景観の形成に係る事業等を行う法人又は特定非営利活動	- 2 5
		法人で、景観行政団体の長が指定したもの。	
	景観地区	建築物の形態意匠の制限等を定める都市計画法第8条に基づく	- 1 9
		地域地区。市町村が定める都市計画で、従来の美観地区は廃止	
		され景観地区に移行している。	
	│ │景観農業振興地域整備計		- 1 3
	画	と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町村が定め	
		ることができる計画。	
	 建築協定	建築基準法に基づき、住民全員の合意によって、一定の区域内	- 2 2
	(建未加定	における、建築物の用途・高さ・壁面後退等の一定の制限を上	- 2 2
		乗せして定め、互いに守り合っていく制度。	
	古 庇 孙 区		
	高度地区	都市計画法に基づき、用途地域内において、市街地の環境を維	
		持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限	
<u> </u>		度又は最低限度を定める地区	0
さ	彩度	色の鮮やかさ。色のない無彩色を 0 として、色が鮮やかになる	- 9
	A 40	ほど数字を大きくして表される。	
	色相	色の種類。マンセルでは、基本となる 5 色 (赤:R,黄:Y,	- 9
		緑:G , 青:B , 紫:P) と、中間である 5 色 (黄赤:YR , 黄	
		緑:GY , 青緑:GB , 青紫:BP , 赤紫:RP) の 10 色。基本色	
		には 5 を、中間色には 10 を頭文字としてつけて表し、基本色	
		と中間色の間をさらに 10 分割したものを 1 ~ 4 , 6 ~ 9 の頭文	
		字で表される。	
	シーニックバイウェイ	「景色」を意味するシーニックと「脇道,寄り道」を意味する	
		バイウェイをあわせた造語。アメリカ発祥の道路そのものを観	
		光資源として活用しようとする取り組み。	
	修景	建築物や公共施設等の外観を周囲の景観に調和するよう改修や	
		新築を行うこと。	
	重要伝統的建造物群保存	文化財保護法に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地	
	地区	区の中から価値の高いものとして国が選定した地区。県内では、	
		美馬市脇町南町伝統的建造物群保存地区(S63),三好市東祖谷	
		山村落合伝統的建造物群保存地区(H17)がある。	
	重要文化的景観	文化財保護法に基づき、景観計画区域又は景観地区内にある文	
		化的景観で、文化財としての価値から特に重要なものについて	
		 国が選定。現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行	
		 為をしようとする場合、届け出が必要になる。	
	<u></u> 準景観地区	都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相	- 2 2
		当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されてい	_
		る一定の区域について、その景観の保全を図るため、指定する	
		区域。	
	森林計画	一~	
	The state of the s	てる森林の整備に関する計画。	
	スカイライン	空を背景とした、山や建築物との輪郭線のこと。	

	用語	解 説	ページ
た	地区計画	都市計画法に基づき、道路、公園などの施設の配置や建築物の	- 2 3
		用途、形態等に関する制限ついて、地区の特性に応じてきめ細	
		かく定めるまちづくりの計画。	
		建築物等の形態意匠の制限が定められている地区計画等の区域	- 2 3
		内において、景観地区と同様の認定制度を導入することが可能	
		になる条例。	
		歴史的な集落・町並みの保存を図る地区。都市計画で定める地	
	区域的 是是物 肝 体 门 。	区と市町村が条例で定める地区(都市計画区域外)がある。	
		安全・快適で美しい『生活・活動・交流空間』を創出し、新し	- 2
	即の行工とグログ	い時代の変化を乗り切る21世紀型都市再生ビジョンの提案とし	_
		て、平成15年12月に社会資本整備審議会において答申された。	
		で、一成10年12万に社会員本金福番磁会において音中で11/12。 都市を再生する基本的方針として「良好な景観・緑」と「地域	
		文化」に恵まれた『都市美空間』の創出等の方針が示されてい	
	 とるぱ	る。 	- 1 2
	この は	写真を撮るパーキング(フォトスポット&パーキング)の愛称	- 1 2
+	ロナス目と关しいせまる	で、国土交通省が情報提供及び募集を行っている。	
な	日本で最も美しい村連合	素晴らしい地域資源を持ちながら過疎にある美しい町や村が、	
		自らの地域に誇りを持ち、将来にわたって美しい地域づくりを	
		行うこと、地域の自立を推進すること等を目的として設立した	
		団体。県内では上勝町が設立時から加盟している。	_
	日本風景街道(シーニッ		- 3
		える地域の交流による地域コミュニティの再生を目指した、美	
	ン)	しい街道空間の形成。シーニックバイウェイ	
は	パブリックコメント	行政機関が政策や計画等を立案するにあたって、事前にその案	- 2 9
		を示し、意見を募集する制度。	
	ファシリテーター	会議やワークショップ等の場において、議論の内容に対して中	- 2 8
		立な立場で、合意形成へ導く人。	
	フィルムコミッション	映画、テレビドラマ、CM などのあらゆるジャンルのロケーシ	
		ョン撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための公的	
		機関。映画撮影などを誘致することによって地域の経済・観光	
		振興を図るのが狙い。県内では、徳島県ロケーション・サービ	
		スがある。	
	風致地区	都市計画法に基づき、樹林地,水辺などの良好な自然的要素に	
		富んだ地域等を都市計画に基づき指定し,その風致を維持し都	
		市環境の保全 を図るため定める地区。建築等の行為について、	
		規制が行われている。	
	文化的景観	文化財保護法に基づき、地域における人々の生活又は生業及び	
		当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は	
		生業の理解のため欠くことのできないもの。	
ま	まちづくり三法	都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関	
		する法律の総称。	
	マルチハビテーション	複数の居住空間を持ち、必要に応じて使いわける居住形態。(例	
		:平日は通勤に便利な都市部で生活し、週末や休暇を郊外でゆ	
		っくりと過ごす等)	
	マンセルカラーシステム	色の3属性(色相、明度、彩度)に基づいた色彩を表現する体	
	(マンセル表色系)	系(表色系)の一種。	
		色相 明度/彩度 (例:5B 5/10) と記載される。	

	用語	解 説	ページ
	無電柱化	道路上から電柱・電線をなくすこと。道路の地下空間を利用す	
		る地中化による方法の他、裏配線、軒下配線等の方法がある。	
	明度	色の明るさを示す。白や黒など色を持たないものを無彩色とい	- 9
		い、これを基準に、無彩色の中で最も明るい白を明度の 10 と	
		し最も暗い黒を明度 0 とし、その中間の明るさ、いわゆる灰色	
		に 2 ~ 9 の数字を割り当てる。(現実の色票(色見本)などで	
		は、白は9.5、黒は1の値を用いる)	
ゃ	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体的能力、言語など、人々の様々な特性や違い	
		を超えて、はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、	
		すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように建物、製	
		品、サービスなどを計画、設計する考え方。	
5	ランドスケープ	景観を構成する諸要素。資源、環境、歴史などの要素が構築す	
		る政治的、経済的、社会的シンボルや空間。または、そのシン	
		ボル群や空間が作る都市そのもの。風景、景観、造園等と訳さ	
		れる。	
	ランドマーク	特徴のある建築物や構造物等を指す。目印として、道案内等の	
		役割を果たす他、その地域のイメージを印象づけていることも	
		ある。	
	緑化地域	都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不	
		足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域	
		において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、	
		敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける区域。	
	緑地保全地域	都市緑地法に基づき、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、	
		都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、動植物の生息、生育	
		地となる緑地等の保全を図ることを目的として定められる地	
		区。	
わ	ワークショップ	一方通行的な知識や技術の伝達でなく、「参加体験型のグルー	- 2 8
		プによる学習や創造の場」として、まちづくりなどの分野で用	
		いられるている住民参加の手法。	

2 景観計画事例集

(1) 行政区域全域に同じ基準を設けている例

行政団体名		市川市	
計画名		市川市景観計画	
景観計画区域		市川市全域	
目的・目標	・水と緑を くる	生かした心地よい景観をつ	←──行為の制限
		を伝える風情のある景観を	
		性に彩られた、表情豊かな	景観計画区均
	•快適,安	全性を基本に、市民参加に	
	る景観を		
景観形成に関す る方針	自然と歴史分別及び河	の住宅地ゾーン等の地域区 川の景観等の景観を構成す	区域イメージ図
(法第 8 条第 2 項第 2 号)	る要素別に	基本方針を定めている。	
行為の制限に関	景観形成基	準を次のとおり定めている	0
する事項 (法第 8 条第 2	建築物の建	・地域の周辺環境に配慮し とりある配置とし、植栽	、道路・隣地間の距離を確保して敷地に対してゆ
項第3号)			。 し、周辺建築物等と調和する配置、デザインとす
		・屋根は周囲と調和する刑	態・素材・色彩を用いる。
		最小限とする 等	は極力少なくするとともに、際だつ色の使用面積は
	工作物	・建築物と一体に建設する・駐車場・貯蔵施設等は	ら場合は、建築物本体とのデザインをあわせる。 外周部を緑化するなど、修景を行う。
		・擁壁は、緑化や素材・飛	彡態の工夫を行う。
		空間交通法等の他法令に 突出した色彩を用いない。	- 基準のある場合を除き、原色及び周辺環境から
(参考)	一定規模以	」 上の建築物,工作物の新築	世み窓 以細の亦再生
届出対象行為	(建築物:	高さ 20m 又は延べ面積 3,00	0平方メートルを越えるもの)
景観重要樹木又 は景観重要建造	建造物	地域の区分ごとに指定の方	う針を定めている。
物の指定の方針		(例)	
	, 1"	地域区分 駅前商業地ゾーン	指定の方針 ランドマーク性のある景観上優れたもの
	n ^e	歴史的街なみゾーン	商業地にふさわしい景観上優れたもの 塀や生け垣、門などと建築物が組み合わさり
	1, 1/1/1	30 1	自然環境と調和したもの 旧街道沿いの景観を印象づけるもの
	1.1	幹線道路沿道ゾーン	ランドマーク性,シンボル性のある景観上優 れたもの
			道路の沿道にふさわしい景観上優れたもの
	樹木	その地域を象徴する、また 所有者の同意の下に景観形	はその場所を示す等の価値を有する樹木について、 シ成上の必要性及び効果をもって指定する。
備考	景観形成基準をあわせて	」 準の他、勧告基準、また、特	寺定届出対象行為については変更命令基準(色彩)

(2)全域を特性ごとに区分し、区分ごとに基準を設けている例

行政団体名		各務原市			
計画名	各	務原市景観計	画		
景観計画区域		各務原市全域	177		
目的・目標		かがみはらに			←────────────────────────────────────
景観形成に関す る方針	景観特性や				
(法8条2項第	の風景区域		史の風景区		→ 景観計画区:
2号)		の風景区域」分し、各風景			
	良好な景観	の形成に関す			←──行政区域
	めている。				区域イメージ図
行為の制限に関	建築物の草	久国早区はよ	太田冷地域等	<u> </u>	それぞれに基準を定めている。
する事項	さの最高限	古風泉區場內	で用処地域で	ずにより区がし、	てれてれに基準を定めている。
(法第 8 条第 2	度	(例)川の		おける建築物の高	
項第3号)			対象地	域	高さの基準
	to the same	市街化	:調整区域		10m以下
		第1種	中高層住居耳	専用地域	13m以下
mand the second to		第1種	住居地域		13m以下
			住居地域		1 3 m以下
		工業地			25m以下
*,601			3-74		2311120
	大規模な行	行為の内容.	*とに 周囲	トの調和への配慮:	等の基準を定めている。
The second	為に関する	建築物	配置 外構	高さ 形能音匠	,色彩,素材,付属建築物及び
	制限	E X 18	付属設備,約	录化,照明	,已必,来例,凡属连来彻及(
		工作物	配置,高さ,	形態意匠, 色彩,	,素材,緑化,照明
	9 - 7 - 1	良好な景観	土地の形質の	の変更等(緑化,	伐採,環境)
dia ti		の形成に支	土石の採取等	等(遮蔽,環境)	
anni i a ani i	i mant i i	障をおよぼ	木竹の伐採	(伐採,環境)	
Ku jila i				る土石等の堆積(遮蔽,高さ)
(参考)		工作物の新築			
届出対象行為	ただし、一	定規模以下に	ついては適用	除外を設けている	0.
The British Control	(例)適用				
Alas Contraction	高さ 20m	以下、地上の	階数が6以下	で、かつ延べ面和	責が 1,000 ㎡以下の建築等
nr ill ' ' c ceil'					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
景観重要樹木又	樹木				関する要綱による保存樹木の指
は景観重要建造物の指定の方針		定を継続して	推進すると	ともに、必要に応し	こて景観重要樹木の指定を行う。
127 (7) 1日 (2) 7] 亚[建造物	登録有形文件	対として登録	録されている建浩	物を積極的に指定する他、登録
	, , ,				つている等、景観上重要な建造
		物については			. フトいつザ、京財工里安は建立
備考	大規模行為	 の色彩につい ⁻	ては、色彩ガ	イドラインが策定	?されている。
	9		9 — 0		

(3) 一部の区域を重点的に景観形成を図る例

行政団体名	1777	小田原市
計画名	1	N. 田頂市 暑期 計画
景観計画区域		小田原市全域
目的・目標		然環境と調和した潤いとや ある景観の形成 行為の制限
		文化的資源を活用した落ち
		格がある景観の形成 ★──景観計画区
		促進する快適で魅力的な景
	観の形成	
		史を守り、伝承する ─────────────────────────────
る方針	・潤いと個情	性を育てる
項第2号)		
気がとつ)		事項の他、類型別(都市的 │ 区域イメージ図 的景観)、構造別(拠点的 │
		景観)及び景観重点区域に
		針を定めている。
行為の制限に	景観計画	・建築物の屋根、建築物の外壁及び工作物の色彩を制限。
関する事項	重点区域	(例) 建築物の外壁及び工作物の色彩
(法第 8 条第 2		使用する色相 及び 明度 彩度
項第3号)	周辺地区)	0.1YR ~ 5Y 8.5 以上の場合 2以下とする
Link Transfer	100	8.5 未満の場合 4 以下とする
		上記以外の色相 全域 0.5 以下とする
		・外壁がない立体駐車場の過半及び建築設備を道路から直接露出させない。
14-1		・自動販売機,日よけテントの色彩制限。
	星組計画電	・塀,擁壁の修景。 ・建築物及び工作物の外観の色彩を制限。
	点区域	・外壁がない立体駐車場の過半及び建築設備を道路から直接露出させない。 ・外壁がない立体駐車場の過半及び建築設備を道路から直接露出させない。
	1050 U S	- 1 ・ 自動販売機の色彩の制限。
	周辺地区)	・建築物の新築に係る緑の確保。
dia i	市全域	・建築物及び工作物については、外観の色彩を制限。
	(重点区域	使用する色相 彩度
	を除く)	0.1R ~ 10R 4以下とする。
i Hill		0.1YR ~ 5Y 6以下とする。
	-	上記以外の色相 2以下とする。
		・擁壁は化粧型枠等による仕上げ又は前面に植栽する等により構造体の過
(参考)	重点区域	を直接露出させない。
届出対象行為		全ての建築物・工作物の新築・増築・改築又は移転等 一定規模以上の建築物又は工作物新築・増築・改築又は 移転等
西田さるに	区域以外)	(例) 最高の高さが 12m 以上又は延べ面積が 1,000 m以上の建築物の新築
		改築又は移転、もしくは外観の変更等
景観重要樹木又	樹木	樹高があり樹幹が太く、葉ぶりが良好である単独のもので、市民に親しま
は景観重要建造		ている樹木を指定するとして、基準を定めている。
物の指定の方針	建造物	市民に親しまれている建造物(建築物及び工作物)を指定するとして、基
		を定めている。
産外広告物の表	小田原城周	城址内での表示は原則禁止とし、城址に面する区域では表示面積、形状、
示等の制限に関 する事項		置,色彩等について規制を行う。 「京彩度の名歌の体界は選供来は建築物の人間等の名歌!」は集かります。
ソる争場	小田原駅周 辺地区	高彩度の色彩の使用は避け当該建築物の外壁等の色彩と一体的な色相や彩
暑観重要 公共協		を用い、形状・面積等の規制も行う。 重要公共施設に位置づけ(景観重要道路)、その整備に関する方針を定め
設の整備に関す		主ダム穴心以に世間プリ(泉既主女坦昭)、ての笹鵬に関する万軒を正め)
る事項	, , ,	
	景観重要道	路内において工作物等の道路占用の許可を行う際に配慮する事項 (設置位置
		び色彩)を定めている。
等の基準		9
備考		点区域について、屋外広告物条例を独自に制定している。
		さについては、高度地区により制限。

(4)限定した区域で景観形成を図る例

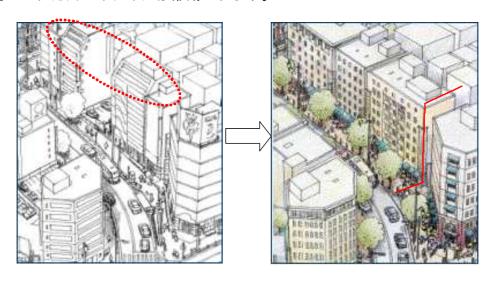
行政団体名		一関市		1	
計画名		本寺地区景観	計画	·	
景観計画区域	市位	の一部(約70		,,,,,	年 * 0 # I TE
目的・目標			える骨寺村荘	Jane 1	行為の制限
	園遺跡を	守り、農村と	水田の美しさ		
	を次世代		мнохос	,,,	景観計画区域
景観形成に関す			次世代に継承	J. J. J. C.	京航前四区域
る方針	する	3 100 C 31C 100 C	グローロールが	4	
(法第8条第2		中心とした伝	統的な農村書		4-71 LB
項第2号)	観を継		1,90 43 0- 122 13 312		←──行政区域
			観と農家のた		
		いを継承する			区域イメージ図
Land Land	• 来訪者	への利便機能	を整備する		
			し協議等によ		
		観向上を図る			
行為の制限に関	建築物	新築の場合は	は木造和風, 高さ	,屋根の勾配等の	杉態意匠,壁面の位置の制限等。
する事項		100			
(法第 8 条第 2	3.4	_(例) 延	建築物の形態意匠	王に係る基準	
項第3号)				" ゾーン	バッファゾーン
	·	構造		木造で、2階建て	新築では和風木造を基本と
F1108,	- 1-1	E 40	以下を基本とす	する。	する。
	-	屋根	新築の屋根勾質	記は 3/10 ~ 5/10 を	新築の屋根勾配は 3/10 ~
- 1 ***1			標準とし、伝統	統的様式ではそれ	5/10 を標準とし、伝統的様
1-1			以上とする。	四十曲中。	式ではそれ以上とする。
				、既存農家の色彩	屋根の色彩は、既存農家の
				るいは低彩度色と	色彩又は自然色あるいは低
			する。	オルキェムト	彩度色とする。
		1 A		: 、軒は壁面から ラバは 60cm 以上、	新築の場合は、軒、ケラバ、
		12	庇は 45cm 以上	The state of the	庇を出す。
		外壁		り壁調を基本とす	板壁調及び塗り壁調を基本
		// =	る。	7 王明で坐外と 9	松室嗣及び室り室嗣を基本
1999				オ色を基調とする。	色彩は自然素材色を基調と
			D 45 100 D MK SK 1		する。
			-		7 00
	工作物	緑化,配置,	色彩の制限等)	
	その他	土地の形質の	変更, 木竹の伐	採等,屋外における	る物の堆積に制限を設けている。
	※景観形	成基準につい	て、景観的特徴	なを継承するため最	低限守らなければならない「基
	準」と	継承に必要な	条件である「指	針」のふたつのル-	-ルが定められている。
				1) とバッファゾー	ン(緩衝地帯)で、その強弱・
1.11	内容等	に違いがある	0		
(会会)	Z由 软 Mm	7事 存在 マニズキ エネ・	οπ±./ ! ::	+++= 7 +++ 14-	L total total
(参考) 届出対象行為	建築物 工作物			を越える新築、増む	
田山刈水1] 荷	その他			(工作物により異な	
F 7	ての他	コー何により、	田山 刈 豕 と び る	る規模等を定めてい	ବ :
暑観農業振風地	「弉圊絵	図の姿を合に	伝える文化的星	組を守い 典業を	活性化するとともに現在の伝統
域整備計画に関	的農村書	観の美しさを	次世代に伝える	いれてリッ、 辰禾で	とし、土地の農業上の利用や農
する基本的な事		業用施設の整	備についても暑	対観との調和に配慮	し、地域住民の意向をふまえた
項			業の振興を図る		し、心が圧以い本門とからんだ
15505				•	, 1 ' 11 1 ' 1 ' 1 ' 1 ' 1 ' 1 ' 1 ' 1 '
備考	景観計画	区域のうち、	コアゾーンは重	要文化的景観に選り	定されている。

3 支援措置

(1)規制緩和(建築基準法の特例)

景観地区における斜線制限の適用除外

壁面の位置、高さの最高限度等を定めることにより、斜線制限の適用が除外され、 統一されたスカイラインが形成されます。



景観重要建造物に対する規制緩和

現状の外観を保存するため、条例を定めることによって、建築基準法上の規制の 一部を緩和することが可能になります。伝統的建造物郡保存地区内での緩和規定を 設けていない項目もあります。()

建築基準法の制限緩和対象項目

大規模建築物の防火措置	第 54 条	低層住居専用地域内の外壁の
屋根不燃区域の屋根、		後退距離
外壁等の防火措置	第 55 条	低層住居専用地域内の高さの制限
大規模木造建築物等の外壁等の	第 56 条	斜線制限
防火措置	第 56 条の 2	日影制限
居室の採光及び換気	第 58 条	高度地区
接道義務	第 61 条	防火地域・準防火地域内の建築
道路内の建築制限	~ 64 条	制限
壁面線による建築制限	第 67 条の 2	特定防災街区整備地区内の建築
容積率		制限
建ぺい率	第 68 条	景観地区内の建築制限
	屋根不燃区域の屋根、 外壁等の防火措置 大規模木造建築物等の外壁等の 防火措置 居室の採光及び換気 接道義務 道路内の建築制限 壁面線による建築制限 容積率	屋根不燃区域の屋根、 外壁等の防火措置 第 55 条 大規模木造建築物等の外壁等の 第 56 条 防火措置 第 56 条の 2 居室の採光及び換気 第 58 条 接道義務 第 61 条 道路内の建築制限 ~ 64 条 壁面線による建築制限 第 67 条の 2

(2)財政面での支援

補助事業等

附则书未可	Г					
名称	目的	採択基準等	補助対象	事業主体	補助率等	所管
景観形成総	良好な景観形成によ	外客来訪促進地	必須事業	市町村	1 / 3	都市計画課
合推進事業	る交流人口の拡大を	域で、景観重要	景観重要建造物 の修理等又	民間団体	事業費の 1/3	
	通じた地域振興・活	建造物又は景観	は 景観重要樹木 の枯損・倒	・個人	以内かつ市町	
	性化を図る。	重要樹木 の存す	 伐防止措置等		村の補助に要	
		る地域	選択事業		する費用の	
			景観重要建造物 の外観修		1/2	
			景,景観阻害の解消,施設			(国土交通省
			整備,公共公益施設の高質			都市・地域整
			化,各種活動			備局)
景観形成事	良好な景観の形成と	景観計画に定	公共事業関係費(災害復旧	推進費を発	充当する各事業	
業推進費	これによる観光立国	められた事業	事業費を除く)に係る事業	制度に従う	5 .	
都市再生プ	の推進に資する施設	景観計画区域	-			
ロジェクト	整備について、年度	景観地区等で				
及び景観形	途中の追加的需要に	行われる良好				
成施設整備	対応することにより、	な景観形成に				(国土交通省
推進費	景観形成を推進する。	係る事業。				国土計画局)
街なみ環境	住環境の整備改善を	街並み環境整備	協議会活動助成	地方公共	1/2 間接	住宅課
整備事業	必要とする区域にお	促進区域(要件	整備方針策定	団体	1/2 直接	
	いて、ゆとりとうる	に、景観計画区	街なみ整備事業		1/2 直接	
	おいのある住宅地区	域及び景観地区	街なみ整備助成事業		1/3 間接	(国土交通省
	の形成を図る。	が追加)				住宅局)
まちづくり	地域の歴史・文化・	都市再生整備計	基幹事業	市町村	約40%	都市計画課
交付金	自然環境等の特性を	画の作成等	道路・公園等施設整備			住宅課
23.3	活かした、個性ある		上。 上 上 上 上 上			
	まちづくりを実施し、		調査・まちづくり活動推進			 (国土交通省
	地域住民の生活の質		・地域創造支援等			都市・地域
	の向上と地域経済・					整備局・住
	社会の活性化を図る。					宅局)
電線共同溝	電線類地中化を一層	電線共同溝整備	電線共同溝の整備	道路を管	1/2(ただ	道路保全課
整備事業	促進することにより、	道路(景観重要		理する国	し、道路の新	1-14 11 - 11
	安全で快適な通行空	道路を指定する		又は地方	築・改築によ	
	間の確保、都市景観	ことが可能)		公共団体	る場合は当該	
	の向上、地域活性化	, , , , , , , , , , , , , , , , ,			新築・改築に	 (国土交通省
	等を図る。				係る補助率)	道路局)
ふるさとの	河川周辺のまちづく	周辺の環境、地	市町村等が行う区画整理	国	規定事業	河川課
川整備事業	りと河川改修を一体	域整備等との関	や公園整備等のまちづく	都道府県		- CONTRACT
	的に行うことにより、	連において、一	りと一体となった川づく	市町村		
	周辺の自然的・歴史	体的に良好な水	1)			
	的社会環境にあわせ	辺空間の整備・	河川改修の中で良好な水			
	た「まちの顔」とな	保全を図る必要	辺空間の形成			
	る良好な水辺空間の	があると認めら	~			(国土交通省
	整備を行う。	れる河川等				河川局)
美しい村づ	活力ある農林水産業	市町村等が策定	農村振興総合整備統合補	市町村	構成事業の補	農山村整備課
くり総合整	の持続的な発展を図	する農村振興基	助事業	1,000,000	助率による	農地整備課
備事業	るとともに、自然環	本計画において	むらづくり総合整備事業			森林整備課
110 J. V.	境や景観にも優れた	「美しい村づく	居住地森林環境整備事業			横胜摧
	美しいむらづくりを	り」の取組みの	・居住地環境基盤事業			水産課
	実現する。	基本方針が明記	漁港環境整備統合補助事			小土帆
	~~~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	されていること				(農林水産省
		等	<del>*</del>			農村振興局)
		<u>ਹ</u>				辰1111以兴归)

名称	目的	採択基準等	補助対象	事業主体	補助率等	所管
田園整備事	豊かな自然、伝統、	事業計画区域及	公共公益施設用地整備	都道府県	1 / 2	農山村整備課
業	文化などを再評価し	び事業計画が構	伝統的農業施設等の整備	市町村等		農地整備課
	地域資源の保全、活	想に即したもの	田園交流基盤の整備			
	用を通じた住民主体	となっているこ				
	の地域づくりを目指	と等				(農林水産省
	す。					農村振興局)
元気な地域	農地・用水・人材・	それぞれの実施	美の田園復興	市町村等	配分基準によ	農山村整備課
づくり交付	自然環境・景観・文	基準による	田園自然環境保全	(メニュ	る	農地整備課
金	化・歴史などの地域		農村景観整備促進	ーにより		
	資源を創意と工夫に		里山棚田・自然景観等	異なる)		
	より有効に活用する		の保全推進等			
	「元気な地域づくり」		景観に関係するものを			(農林水産省
	を推進する。		抜粋			農村振興局)
景観・自然	農村景観・自然環境	公募による	農村自然環境の保全再生	民間団体	限度額以内	
環境保全形	の保全・形成等に向		地域資源を活用した農村	等		
成支援事業	けた地域の取組を支		活性化			
	援し、それらを活用		農村景観形成、自然再生			
	した地域活性化を図		活動を行う組織に対する			
	る取組を効率的・効		直接支援			(農林水産省
	果的に実施する。					農村振興局)
文化的景観	文化的景観の保存と	文化的景観の保	調査事業	地方公共	1 / 2	文化財課
保護推進事	活用を図る。	存活用のために	保存計画策定事業	団体		
業		行う事業	整備事業			
			普及・啓発事業			(文化庁)

# その他

事業名称等	概要	要件等	備考
住民参加型まち	募集等により住民・企業	次の全ての要件を満たしていること。	次のうち最も少ない金額を限
づくりファンド	等からの資金拠出が既に	地域住民、地元企業等によるまちづ	度とする。
	行われている、もしくは	くり事業への助成等を行う公益信託又	2,000 万円(ただし、特段
	今後行うことが見込まれ	は公益法人(財団法人又は社団法人)	の必要性が認められる場合
	る「 まちづくりファンド 」	地方公共団体から資金拠出が行われ	は、5,000万円)
	(公益信託又は公益法人)	ている。	当該ファンドに対する地方
	に対し、民間都市開発推	募集等によって、当該まちづくりフ	公共団体の拠出金額。
	進機構が資金拠出により	ァンドに住民・企業等からの資金拠出	当該ファンドの総資産額 民
	支援する制度。	が既に行われている、又は、今後行わ	間都市機構拠出分を含む)
		れることが見込まれる。	の1/3。
景観・歴史的建	日本政策投資銀行の低利	<b>景観重要建造物</b> 及び <b>景観地区</b> 並びに <b>準</b>	政策金利 、融資比率 30%
造物活用・整備	融資。	景観地区内の建造物の活用・整備又は	
事業(政策金融)		保全に関する事業等	
所得税、法人税	譲渡所得について、1,500	景観計画に定められた景観重要公共施	
の特例	万円の特別控除適用。	設に関する事業の用に供する土地(代	
		替地を含む)を、地方公共団体又は民	
		法 34 条法人である景観整備機構等へ譲	
		渡した場合。	

#### (3)景観法の普及啓発

# 「景観の日」の制定

平成16年6月1日に開催された「日本の景観を良くする国民運動推進会議」 全国大会において、「毎年6月1日を景観の日とする」ことが提唱(大会決議) され、平成17年4月、景観法を所管する農林水産省、国土交通省及び環境省に おいて、同法の基本理念の普及、良好な景観形成に関する国民の意識啓発を目的 として、同法の全面施行日である6月1日を「景観の日」に制定し、同日を中心 として各種の普及啓発活動を重点的に実施していくこととされています。

### 景観に関する研修の実施

景観法設立・施行を受けて、国土交通大学校及び(財)全国建設研修センターにおいて「景観実務研修」が平成16年度より実施されています。

#### 景観行政団体ネット

(財)都市づくリパブリックデザインセンターが事務局となって開設してるホームページ。景観法・景観条例に関する制度運用や活用事例などについて、国土交通省、各景観行政団体等の会員が、相互に情報の提供・共有化及び意見交換を図ることを目的として設立されました。

会員登録を行うことにより取組状況等の専用ページの閲覧が可能になりますが、 他自治体の景観計画の一覧等は会員以外でも閲覧可能となっています。

URL http://www.keikan-net.org/

#### 「美(うま)し近畿」景観向上プロジェクト

美(うま)しとは、満ち足りていて美しい、すばらしいと賛美する気持ちを表す言葉。『日本書紀』『万葉集』『古事記』『竹取物語』等に出てくる言葉で、古くから大和の国およびその周辺の国を指す場合が多い。

近畿ブロック知事会議(福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県)では、近畿における、豊かな生活環境の実現、交流人口の増大、地域の活力の醸成、そして何よりそこに住む人々が「ふるさと」に誇りを持てるような、近畿にふさわしい風景を守り育てるとともに新たに創出していくことを目的とした「美し近畿」景観向上プロジェクトを、次のとおり実施しています。

- ・「美し風景」の発掘
- ・「美し風景」を守る地域の取組
- ・「美し風景」貢献企業

# 4 フォトコンテスト及び写真展

徳島県では、郷土の美しい景観を守り後世に引き継ぐとともに、新たな景観を創造するための取り組みの一環として、徳島の魅力ある景観を再発見し、そうした景観が身近に埋もれているということを知ってもらうことを目的として平成18年度に「あるでないでええ景観!」フォトコンテスト及び写真展を社団法人徳島県建築士会と共催で開催しました。

#### (1)フォトコンテスト

作品募集期間:平成18年5月1日~8月15日 募集内容:県内の良好な景観を撮影した写真

(フォト部門:六切りサイズ,スナップ部門:Lサイズ程度)

応 募 点 数:合計665点(フォト部門:205点,スナップ部門:460点)

審 査:平成18年8月20日(日) 市原基氏による公開審査

表 彰: 平成18年10月8日(日)



講 評



審査中の市原基氏

#### (2)写真展

フォトコンテストに応募いただいたすべての作品を展示し、写真展を開催しました。 期間中、多数の方にご来場いただき、「身近なところにも素晴らしい景観があること

を再発見した」、「私たちの街や郷土の自然を大切に しなければ」といったご意見をいただきました。

期 間:平成18年10月3日~10月9日場 所:徳島県立近代美術館 ギャラリー



会場風景

# 5 景観ワークショップ

(1)景観ワークショップの概要

日 時 下表のとおり

会場 下表のとおり

内 容 ・景観法の概要とその活用方法を理解してもらう。

・「あるでないで ええ景観!」フォトコンテストの応募作品を活用しながら、地域の魅力ある景観を発掘、発見し、「徳島県景観マップ(仮称)」の完成を図る。

・地域の景観における可能性を参加者みんなで考える。 その結果として、参加者の景観に対する意識を高めてもらう。

進 行 徳島県及び(社)徳島県建築士会

参加者 地域住民,各種まちづくり団体及び市町村職員

地区名	開催日	会場	対象市町村
海部	10月14日(土)	日和佐公民館大会議室	美波町・牟岐町・海陽町
小松島勝浦	10月15日(日)	ふれあいセンター立江	小松島市・勝浦町・上勝町
		大会議室	
美馬	10月28日(土)	美馬市脇町老人福祉センター	美馬市・つるぎ町
		3F 大会議室	
阿南那賀	10月29日(日)	富岡公民館 ホール	阿南市・那賀町
板野	11月5日(日)	藍住町農業振興センター	松茂町・北島町・藍住町・板 野
		(藍住町立図書館 2F 大	町・上板町・阿波市の一部(旧
		会議室)	土成町・旧吉野町)
徳島・神山	11月11日(土)	徳島県建設センター	徳島市・神山町・佐那河内村
・佐那河内		6F 大会議室	
鳴門	11月12日(日)	鳴門市役所共済会館	鳴門市
		3F 大会議室	
吉野川市・	12月9日(土)	吉野川市鴨島町文化研修	吉野川市・石井町・阿波市の一
石井・旧阿		センター 多目的ホール	部(旧阿波町・旧市場町)
波郡			
三好	12月16日(土)	三好市保健センター	三好市・東みよし町
		多目的ホール	

開催時間はいずれも 13:30 ~ 16:30 頃

#### 2 ) フォトコンテスト及びワークショップから得られた各地区の主な景観

#### 海部地区



宍 喰水床湾(海陽町)



漁村のまちなみ(牟岐町)



薬王寺(美波町)

#### 海・海岸の景観

- ・太平洋の景観(サンラインや燈台跡から見る)
- ・大浜海岸(美波町)・小浜海岸(美波町)
- ・田井ノ浜(美波町) ・日和佐浦(美波町)
- ・大里の松原(海陽町) ・宍喰水床湾(海陽町)
- ・牟岐の海岸線 ・大島,出羽島
- ・モラスコ牟岐とその周辺(牟岐町)
- ・千羽海岸・小張崎
- ・木岐の白浜から見渡す景観
- ・だるま朝日(大浜海岸,田井ノ浜)
- ・えびす洞(岩ツバメ,波・潮吹岩)
- ・恵比須浜の燈台「阿瀬比」・サーフィン浜

#### 漁村・港の景観

- ・日和佐の小浜(美波町)・日和佐港
- ・城山公園から見る由岐港
- ・出羽島, 出羽島山頂から見た漁港(牟岐町)
- ・ミセ造りのまちなみ(出羽島,日和佐,鞆の浦他)山の景観
- ・大戸の御世山 ・木山
- ・木岐~伊座利の桜街道
- ・西河内の玉ずし山
- ・南阿波サンライン
- ・志和岐~伊座利の景観・
  - ・西由岐の自然
- **滝・渓谷の景観** 大戸の赤滝
- ・喜来の滝

・黒滝

- ・轟きの滝
- ・赤松渓谷から見える渓谷・とどろの滝

#### 山村の景観

- ・山河内日沢の棚田
- ・橘地区の棚田(牟岐町)
- ・山河内原ヶ野の棚田

#### 川の景観

- ・日和佐川源流
- ・牟岐川と牟岐川の鯉
- ・宝木橋から見る日和佐
- ・海部川と母川のホタル
- ・厄除け橋と岩ツバメ

#### 市街地の景観

- ・日和佐城から見えるまちなみ
- ・美波町 桜町 ・牟 岐町
- ・道の駅日和佐,足湯から見る景色
- ・ぽっぽマリン由岐駅 ・大関水泳場
- ・碁盤の目のような牟岐の東地区

#### 歴史的な景観

- ・寺前,本村の門前町(美波町日和佐)
- ・大里の 旧武家屋敷 (海陽町海南)
- ・失われつつある豪商家屋(牟岐町)
- ・古民家屋敷「満石邸」(牟岐町)
- ・木岐浜田宅
- ・うだつ
- 木岐格子戸(美波町)・田井ノ浜遺跡

#### 社寺の景観

- ・薬王寺(美波町)
- ・薬王寺奥の院「泰仙寺」
- ・平等寺(美波町)
- ・正観寺

#### 樹木や植物の景観

- サンラインのおがたまの木・伊座利のソテツ
- ・北河内のタチバナの木 ・西町のバクチの木
- ・木岐のホルトノキ ・田井のハマボウ
- ・由岐坂トンネルを由岐に入った所の紅葉
- ・浜名元町長宅裏のタブノキ
- ・牟岐町河内笹見の古木「むくの木さん」
- ・観音寺のサツキ・牟岐町のあじさい 公園の景観
- ・親水公園(美波町)
- ・「トンボ公園」ビオトープ(牟岐町)

#### まつりや行事の景観

・赤松神社の秋祭り(吹筒花火)



小松島市街



樫原の棚田(上勝町)



勝浦川(勝浦町)

#### 海・海岸の景観

- ・弁天島より見る小松島
- ・弁天さんの岩

あじ釣

・横須の海水浴場の復活

#### 漁村・港の景観

山の景観

・天日干し

- 高丸山 (上勝町) ・正木
- ・勝浦川の田浦から芝生の山沿
- ・沼江パイロットからのながめ
- ・福原 一休茶屋からの山とダム湖
- ・福原 吉ケ平の岩屋

#### 滝・渓谷の景観

・立川渓谷

#### 山村の景観

・樫原の棚田(上勝町)

#### 川の景観

- · 勝浦町 棚野堰 ・正木ダム周辺
- ・正木落合の川原 ・正木美愁湖
- ・二条通り、三条通りの川周辺
- ・護岸保全(手長エビ)・立江川の葦
- ・勝浦川の鮎釣 ・星谷橋

#### 歴史的な景観

- ・今山農 村舞台
- ・小松島旧市街の古くて新しい家
- ·長屋門前(小松島市金磯町)
- ・中田町の石塀と醤油屋さん
- ・西野家 ・多田家
- ・八千代橋

# 社寺の景観

- ・鶴林寺 (勝浦町) ・仏石(勝浦町)
- ・立江寺の隣や周辺
- ・坂本八幡神社 ・傍示 普門寺
- ・ミニハ十八ヶ所(星谷,今山)
- ・八重地 長楽寺の天井絵・旭 黒松寺のふすま絵

・恩山寺

・義経ロード

# 樹木や植物の景観

- ・生名の桜(勝浦町) ・生名の大銀杏
- ・櫛渕の八幡神社の大樹 ・旭千年の森
- ·正木上勝小学校大銀杏 ・正木慈眼寺大銀杏
- ・福原横峯橋の千本つつじ・しだれ十月桜
- ・福原願成寺しだれ桜 ・福原天泊りの渕紅葉
- ・生実殿川谷渓谷の紅葉 ・生実久保の大杉

#### 公園の景観

- ・小松島新港公園
- ・たぬき公園
- ・日赤病院の緑地
- ・櫛渕のバラの花園
- ・星谷運動公園
- ・あじさいランド美粧園
- ・傍示彩りの花ざかり

# まつりや行事の景観

- ホタル祭り(与川内,正木藤川谷川他)
- ・ビッグ雛祭り
- ・坂本あじさい祭り
- ・月ケ谷温泉5月鯉幟

#### あかりの景観

- ・日の峰山頂から見た小松島市内の夜景
- ・正木 上勝小学校 冬のイルミネーション ・福原 月の宿の夜景
- ・ダイオードの光 旭 カブキ

# 橋や道路の景観

・立江川沿いの道路



剣山国定 公園



うだつのまちなみ(脇町)



たばこ畑(つるぎ町)

#### 山の景観

- ・剣山
- ・木綿麻温泉からの眺望 ・首野恋人(こいと)峠

・塔丸峠

- ・中尾山高原 ・水源林と施設
- ・天行山(木屋平字大北)石段など
- ・剣山が見えるスポット ・竜王山
- ・美馬土柱(よろいだけ)

#### 滝・渓谷の景観

- ・鳴滝や土釜などの滝 ・穴吹川渓谷
- ・貞光川・木綿麻川の渓谷美(随所:五月が見頃)
- ・百々(どんど)の滝 ・関定の滝
- ・土々呂の滝・魚返りの岩

### 樹木や植物の景観

- ・エノキなどの大木 ・別所の大楠
- ・巨樹の里一宇 ・すずかけ草の群生地 ・奥大野集落の赤松 ・エドヒガンザクラ ・しだれ桜(吉良集落) ・オオムラサキの生息地
- ・川井峠のしだれ桜 ・中山路のイチョウ
- ・しだれ藤(半田字逢坂)・白滝山の紅葉
- ・高清の大杉(半田字高清)

#### 歴史的な景観

- ・南町裏 石垣と門船着場(脇町)
- ・二層うだつの町並み,商家(織本屋)
- ・うだつの町並みに通じる小路
- ・うだつの町並みにある石しるべ(一宇街道)
- ・旧庄屋屋敷・十間長屋
- ・貞光劇場(貞光)・オデオン座(脇町)
- ・三木家としだれ桜 ・木屋平字貢 ・青木邸 ・段の塚穴
- ・郡里廃寺跡・重清城あと

#### 社寺の景観

- ・端四国八十八カ所(貞光,一宇,半田のお堂巡り)
- ・貞真寺の山門 稲田家の菩提寺
- ・最明寺の萩 毘沙門 ・真楽寺 仁王像
- ・口山宮内の白人神社 ・伊射奈美神社
- ・幡神社 大晦日の竹燈篭・多聞寺の庭園

# 川の景観

- ・吉野川とその支流
- ・吉野川のカンドリ舟
- ・デ・レーケの堤
- ・三谷の山から見える吉野川の風景
- ・本楽寺から見える吉野川の風景
- ・四国三郎の郷の前の吉野川
- ・中野谷川の堰堤・高瀬谷川1号堰堤

#### 山村の景観

- ・田園のなかの農村集落と山の斜面にたつ山村集落
- ・柿すだれ(赤松,大野集落)
- ・赤松集落

#### 池の景観

・小星大師の池周辺 ・夫婦池

#### 市街地の景観

- ・ゆうゆうパーク,スポーツ広場,貞光ゆうゆう館
- ・「しでの家」交流施設 ・ブルービラ穴吹
- ・四国三郎の郷 ・於安パーク
- ・水車の里

# 農村の風景

- ・樫原農村風景
- ・半田ソーメン
- ・大麦粉し(一宇)
- ・煙草(つるぎ町)

#### 橋や道路の景観

- ・宮内の潜水橋
  - あかりの景観
- ・美馬町の夜景(高速道からみた)



椿川(阿南市)



拝宮農村舞台(那賀町)



工業の景観(阿南市)

#### 海・海岸の景観

- 蒲生田岬 , 岬の南側
- ・淡島 ・柏海岸の岩浜
- ・中林海岸の砂浜
- ・明神山からの眺望
- ・弁天島 ・中林サイクリングロード・北の脇海岸
- ・椿町の曲り,小杭など ・津乃峰山頂より橘湾
- 漁村・港の景観
- ・椿泊のまちなみ ・椿町
- ・橘港 ・椿泊漁港

#### 山の景観

- ・南島集落から西方山の眺望
- 津乃峰山頂付近の家具の岩屋、洞穴探検
- ファガスの森 高城山 ・剣山スーパー林道
- ・平家平 ・奥槍戸

#### 山村の景観

- ・相名棚田(那賀町)
- 滝・渓谷の景観
- ・大轟の滝(木沢) ・大釜の滝(木沢)
- ・午尾(ごお)の滝 ・雨霧の滝
- ・雨上がりの滝 ・高ノ瀬峡(木頭北川) 川の景観
- ・那賀川河口部河川敷
  - ・福井川の四つ手網漁
- ・住吉町 ・吉井町鯉のぼり
  - ・加茂町 ・南岸の堰
- ・桑野川沿いの休憩施設
- ・鷲敷ライン ・ダム(川口,長安口)

・牛輪の茶畑

- ・大潟町の打樋川 池の景観
  - 蒲生田岬の池 ・三日月池

### 農村・農業の景観

- 大野 , 上中地区のビニールハウス (人参栽培) 長生町 水車の風景 ・南林町
- ・中林町の特徴ある集落 ・大潟町
- 福井町,桑野町の里山の風景・新野町の竹林と山

#### 歴史的な景観

- 拝宮農 村舞台
- ・樫野邸の塀(黒土町)
- ・富岡町 , 津乃峰町
- ・牛岐城址

#### 社寺の景観

- 太龍寺
- ・お松大権現

・黒瀧寺

- 王子神社 里山の景観
- ・橘港大谷山の観音さん
- ・鷲敷ロープウェイ
  - 水崎の新四国霊場

#### 樹木や植物の景観

- ・太龍寺の杉並木 ・蝉谷神社の大杉
- ・明谷の梅林 ・和無田八幡神社の大杉
- ・休耕地のコスモス畑(羽ノ浦町)

### 公園の景観

- ・出島の野鳥園
- ・野鳥公園(那賀川町)
- ・福井のワンダーランド
- ・福井ダムの公園
- ・ひょうたん池の風景
- ・日亜の森
- 岩脇公園の桜の馬場
- ・東部公園の芝生
- 西部公園
- · 県南部健康運動公園

#### 橋や道路の景観

- 那賀川鉄道橋
- ・那賀川大橋(羽ノ浦町)

# まつりや行事の景観

- ・鯉のぼり(阿南市加茂谷)・水仙まつり
- ・船だんじり(阿南市椿泊町)

#### 工業の景観

- ・福村町 王子製紙
- ・辰巳工業団地
- ・橘町 石油火電
- ・橘湾 石炭火電
- ・日亜化学本社前のコスモス畑から建物の眺め
- あかりの景観 ・津乃峰から見る夜景
- ・羽ノ浦山からの夜景

#### 板野地区



吉野川



熊谷寺(阿波市旧土成町)



三木家裏(松茂町)

#### 川の景観

吉野川の景観

- ・変化のある流れ(吉野町)
- ・ゆったりした川の流れ(上板町~藍住町)
- ・土手のある川の景観(上板町第十新田) 下流域の豊な水の流れ
- ・今切川(松茂町)
- 歴史的背景がある運河
- ・三木家周辺(松茂町)
- ・今切川,吉野川,渡し船(松茂町)
- ・旧吉野川,今切川の河口堰(松茂町,北島町)

#### 池の景観

・浦之池 (土成町)

#### 歴史的な景観

- ・岡田製糖所(上板町)
- ·三木家(松茂町)
- · 関所跡 (板野町)
- ・犬伏家 (藍住町)

#### 社寺の景観

- ・熊谷寺(土成町)
- ・地蔵寺(板野町)
- ・大山寺 (上板町)
- ・諏訪神社(藍住町)
- ・乳保神社(上板町)
- ・安楽寺 (上板町)
- ·春日神社(藍住町)

#### 樹木や植物の景観

- ・徳島北高校の楠の木(北島町)
- ・松島の千本桜(上板町 県畜産試験場)
- ・乳保神社の大イチョウの木

#### 公園の景観

地形的に恵まれた、遠望のきく整備された場所

- ・あせび公園
- ・大坂峠 (板野町)
  - 歴史を伝える公園
- ・宮川内谷川公園(土成町)
- ・糖源公園(上板町)

都市的な公園

- ・あすたむらんど徳島(板野町)
- ・チューリップ公園(北島町)
- ・月見ヶ丘公園(松茂町)
- ・バラ園 (藍住町)
- ・桜堤公園(藍住町)

#### 橋や道路の景観

- 西条大橋(吉野町)
- ・徳島北環状線(藍住町)
- ・三つ合橋

# 農業・農村の景観

- ・川端駅周辺(板野町) ・連続するピニールハウス(藍住町)
- ・たばこの葉が連続する形態(板野町)



お堀(徳島市)



山村(佐那河内村)



阿波踊り(徳島市)

#### 海・海岸の景観

- ·大神子海岸
- ・小松海岸
- ・沖洲の松林

#### 漁村・港の景観

・漁港(徳島市津田町)

#### 山の景観

- 眉山
- ・城山

# ・弁天山

- 山村の景観 元山地区の棚田 (神山町鬼籠野)・田園風景
- ・江田集落の棚田(神山町上分)

#### 滝・渓谷の景観

- ・雨乞いの滝(神山町) ・三ツ木の滝(神山町)
- ・帰依の滝(神山町)

#### 川の景観

吉野川流域、吉野川の河口

- ・菜の花畑
- ・河川敷グラウンド
- 中小河川
- ・新町川,ひょうたん島 ・園瀬川
- ・佐古川沿いの景観その他
- ・吉野川水系最後の渡し(川内町)

#### 池の景観

- ・地蔵院の池と鴨
- ・国府町の用水の源
- ・しらさぎ団地西側のため池群

#### 市街地の景観

- ・徳島駅前
- ・銀座のモール
- ・広幅員街路

#### 歴史的な景観

- ・徳島城址とお堀
- ・寺町と参道
- ・庄町のまちなみ
- ・青石通り
- 犬飼農村舞台(徳島市八多町)
- ・近代化遺産・巡航船

# 社寺の景観

- ・丈六寺
- ・諏訪神社
- ・朝立彦神社(飯谷町) ・徳円寺
- ・神明神社(徳島市南田宮)

### 農業・農村の景観

- ・レンコン畑
- ・国府町周辺の田園
- ・田園風景としらさぎ(川内町周辺)

# 樹木や植物の景観

- ・明王寺のしだれ桜(神山町)
- ・紫陽花(佐那河内村)
- ・ホルトノ木
- ・ケヤキ並木
- ・ポプラ並木
- ・松並木
- ・藩政時代の松

#### 公園の景観

- ・新町川(水際)公園,ボードウォーク
- 藍場浜公園
- ・徳島公園
- ・とくしま植物園
- ・昭和公園
- ・みなと公園
- ・神山森林公園

#### 橋や道路の景観

- ・吉野川大橋
- ・吉野川橋
- ・四国三郎橋
- ・末広大橋のフォルム
- ・架橋中の東環状大橋
- ・新町橋

# ・こんにゃく橋

# まつりや行事の景観

- ・阿波踊り
- ・傘踊り(神山町)
- ・阿波踊 リヨットレース・
  - ス ・灯 籠流し
- あかりの景観 ・新町川の夜景
- ・ひかりプロムナード
- ケンチョピア他でのイルミネーション

#### 鳴門地区



鳴門海峡



なつかしい風景(板東駅周辺)



ドイツの鐘と桃畑(大麻町)

#### 海・海岸の景観

- ・鳴門海峡,大鳴門橋 ・鳴門町大毛島
- ・瀬戸町小島田,中島田 ・鳴門町土佐泊
- ・ウチノ海 ・鳴門スカイライン
- ・岡崎海岸,夫婦岩 ・瀬戸町堂浦
- ・小鳴門新橋から見た漁村と海
- ・撫養川たいこ橋から見た北東面の海
- 瀬戸町 湊谷から西を見た海
- ・鰯山、鯔山の眺め ・室周辺の海岸線
- ・島田島の四国の道 ・高島の渡し場までの橋 ・堀越水道の夕焼け ・ロマンチック 街道
- ・北灘から「みつ島」の眺望
- ・小鳴門大橋西側から土佐泊を望む(紀貫之の歌碑)
- 漁村・港の景観
- ・瀬戸町北泊 ・鳴門高島渡船場

- ・栗津高 · 堂 浦漁村集落
- ・渡し船3ルート

#### 山の景観

- ・大麻山 ・大麻山登山道
- ・たつみ峠
- ・妙見山
- 川の景観
- ・旧吉野川
- ・撫養川 ・新池川
- ・大谷川とホタル
- ・板東谷川

# 市街地の景観

- ・鳥居記念館
- ・ドイツ館,道の駅「第九の里」,賀川豊彦記念館
- ・コスモス街道,夏はひまわり
- 鳴池線県道から坂東谷川,新ドイツ橋(高速道), 大麻山を望む JR鳴門線と大谷焼
- JR板東駅の駅のある風景

#### 歴史的な景観

門前町

- ・大麻町板東
  - ・大麻比古神社参道
- 撫養街道
- ・南浜の八木邸(漆喰ほていの鏝絵)
- ・南浜蛭子浜西黒壁漆喰 ・岡崎の置屋
- ·庄野燐太郎家 防火用水 ・林崎の庄野熊蔵家
- ・紀伊商店(若布小売店)商家の構え
- ・林崎(旧赤線地帯) ・水野旅館
  - その他
- ・大谷焼の登り釜
- ・福永家 ・鳴門鯛(松浦酒造)
- ・福寿醤油

# ・船本牧舎

- 社寺の景観 ・霊山寺
- ・極楽寺
- ・大麻比古神社
- ・光勝院
- ・南北朝の武将
- ・細川頼春の墓
- ・阿波神社の森
- - 樹木や植物の景観
- ドイツ館と桃の花
- ・撫養町妙見山の桜

#### 公園の景観

- ・小鳴門公園
- ・ウチノ海総合公園
- ・鳴門公園展望台,千畳敷・福永家跡塩田公園
  - ・運動公園の桜

#### ・中央公園の桜 農業・農村の景観

- ・大麻町坂東
- ・大津町
- ・大麻比古神社周辺の梅畑・大手海岸里浦町
- ・大谷姫田のハスの花 ・北灘町
- ・大川筋,谷筋の農村集落

#### 吉野川市・石井・旧阿波郡地区



吉野川と高越山



藍屋敷(石井町)



田園風景(石井町)

#### 山の景観

- ・高越山
- ・土柱(阿波市)
- ・向麻山
- ・堀割峠
- ・種穂山
- ・大観望
- ・山川少年自然の家

# 滝・渓谷の景観

- ・水神の滝
- ・鳴滝(つるぎ町貞光)・ぼろぼろの滝(吉野川市美郷)

#### 川の景観

- ・吉野川
- ・日開谷川
- ・飯尾川
- ・川田川
- ・前川(吉野川市山川町)・第十堰(石井)
- ・柿原堰 (阿波市柿原)
- · 善入寺島(吉野川市,阿波市)
- ・千田須賀の渡し場
- ・源太の渡し場
- ・小笠の渡し場
- ・三軒屋の渡し場

#### ・岩津の渕 池の景観

- ・江川湧水源
- ・金清池
- ・柳水庵
- ・麻名用水

#### 市街地の景観

・チェリーロードから見た鴨島周辺の景観

# 歴史的な景観

- ・藍屋敷
- ・田中家住宅(石井町)
- ・武知家藍寝床
- ・空海の道 ・上桜城址
- ・川島城 ・須見家
- ・尾崎家
- ・原士のふるさと
- ・工藤館
- ·市場町 興崎字北分 (市場中学校付近)
- ·切幡寺門前町(阿波市)
- ・飯尾街道の街並み

#### 社寺の景観

- ・十楽寺
- ・熊谷寺
- ・法輪寺
- ・切幡寺
- ・藤井寺
- ・童学寺
- ・地福寺
- ・桜間神社
- ・高越寺
- ・隋身門
- 玉林寺
- ・川島神社

#### 樹木や植物の景観

- ・壇の大クス
- ・太鼓坂
- ・船窪のつつじ(吉野川市山川町)
- ・ホタル(吉野川市美郷)
- ・矢神のイチョウ
- ・二つ森の桜
- ・学のぶどう棚(吉野川市)
- ・市場町筋商工会議所東側の芝桜
- ・津田川島線の桜
- ・農業大学校の桜(石井町)
- ・王寺神社の大楠

# 公園の景観

- ・鴨島公園
- ・吉野川遊園地 ・バンブーパーク
- ・川島公園
- 橋や道路の景観 ・阿波中央橋
- ・西条大橋
- ・六条大橋
- ・岩津の吊り橋
- ・浮橋
- ・潜水橋
- ・ふいご吊り橋
- ・虹の橋



落合集落(三好市東祖谷)



加茂の大楠(東みよし町)



うだつ(三好市池田町)

#### 山の景観

- ・剣山 ・塩塚高原(三好市山城)
- ・見の越より奥祖谷かずら橋方面
- ・落合峠~深渕の間の自然林・松尾の名水
- ·天然記念物黒沢湿原 ・竜ヶ岳、竜ヶ岳の名水
- ・白地峰
- ・阿讃農地直線道路
- ・中津山(なかつさん) ・足代の台眺望点
- ・パラグライダー(風呂塔,立石山)
- ・深淵(東祖谷) ・落合峠(東祖谷)
- ・腕山スキー場及びそこよりの風景
- ・半田岩 ・児なき爺

### 山村の景観

- 下影の棚田(三好市井川)・落合集落(東祖谷)
- ・東山の棚田(東みよし町三好)
- ・東祖谷,西祖谷の民家・川崎集落の景観
- ・井内地区村の風景 ・石垣や民家

#### 滝・渓谷の景観

- ·大步危,小步危(三好市山城)
- ・かずら橋(西祖谷) ・二重かずら橋(東祖谷)
- ・龍頭の滝(三好市三野) ・松尾川(三好市山城)
- ・三枚とべ(三段滝) ・一升水(湧き水)
- ・とびの巣峡 ・アオバイの滝 紅葉
- ・祖谷渓キャンプ場 ・祖谷渓の景観
- ・大宮谷のシャワークライミング
- ・土々呂の滝 ・桧の滝
- ・金剛の滝(紅葉の滝)

#### 川の景観

- ・池田ダム周辺 ・美濃田の淵
- ・吉野川 とカンドリ舟 ・増川のホタル
- ・美濃田の遊覧船 ・吾橋
- ・有瀬地区から見た吉野川に架かる雲海
- ・八枚なべら(千畳敷八枚岩)・吉野川の竹林
- ・ぶぶるパーク水辺の楽校

#### 農業・農村の景観

- ・平野部の田園風景(東みよし町)
- ・水の丸地区いちごの産地・泉野から加茂を望む
- ・芝生(しぼう)山からの眺望

#### 歴史的な景観

- ・川人家庄屋屋敷 ・馬宮家武家門
- ・旧江口郵便局舎 ・法市の農村舞台
- ・うだつの街並み(三好市池田)・辻のまちなみ(三好市井川)・飲み屋通り

#### 社寺の景観

- ・大剣神社 ・雲辺寺
- ・新田神社と岩陰遺跡
- ・八石城跡 ・箸蔵寺
- ・大枝(鉾杉)
- ・八幡神社
- ・鴨神社の階段
- ・お花大権現
- ·大川,大川神社

# 樹木や植物の景観

- ・加茂の大楠(東みよし町)・加茂小の大学松
- ・しだれモミジ 西庄池の桜
- ・野鹿の池のシャクナゲ 長福寺のいちょう
- ・興聖寺の桜

- ・農村公園の桜

# 公園の景観

・ぶぶるパーク水辺の楽校・へそっこ公園

#### 橋や道路の景観

- ・吉野川に架かる橋,鉄橋・角ノ浦大橋
- ・東みよし橋 ・青雲橋

# まつりや行事の景観

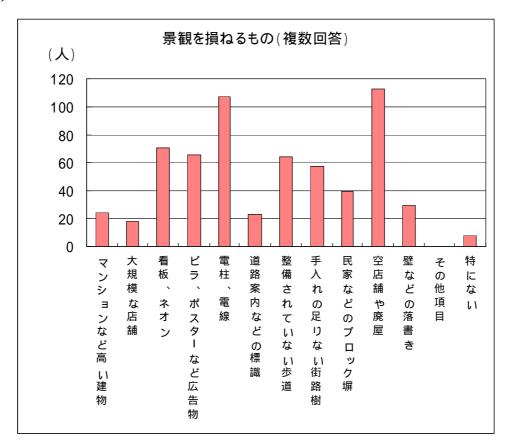
・神代踊り(西祖谷)

	区で話し合われた景観づくりのキーワード	
地区名	景観に関わる活動	景観づくりのキーワード
海部	・お遍路さんへのお接待(美波町)	・海岸等の自然の保護。公共事業も配慮を。
	・城山に桜を植え、肥料をやる活動(美波町)	・南阿波サンラインの有効活用
	・アドプト(牟岐町)	・古い建築物の保存と空き屋対策
	・ボランティア(牟岐町)	・地域や行政に景観まちづくりのリーダー・キー
	・海岸の清掃活動(牟岐町,海陽町)	マンが必要
	・母川のホタルを守る清掃活動(海陽町) 	│・地域の景観に対する理解とそのための取り組み │ │
小松島	・田浦町の水車と蛍祭り	・景観まちづくりの広報や周知
・勝浦	・地域住民で西原活性化協議会をつくってい	・歴史的意義のある建物(西野家,多田家)
	る。商工会議所が援助している。	・若い人へ継承(水車等)
	・立江川の葦原 地元の漁協が取り組んでい	・川を綺麗に
	るが、昔のように活用されていない。	・情報を交換する場が必要
		・文化と歴史を残す
<del></del>		・共有できるデザイン
美馬		・現状の維持
		・うだつの町並みを拠点とした観光の取り組み
		・人づくり・意識づくり
		│・景観の保全が生活に結びつく仕組みづくり │・自然の保全
		・日然の休主  ・ボランティア
		・かフファイア  ・サイン(標識)の充実
阿南・	・景観保全のための建築協定(阿南市第二春	・バランスのとれた開発と景観保全の共存を模索
那賀	日野団地)	- ハックスのとすんに開発と示説は主めストラと検索 - - ・自分たちの地域の景観資源を再認識し、愛着と
	・青年団によるコスモス畑(阿南市)	誇りを持つ
	・休耕地をコスモス畑や家庭菜園に利用(阿	・地域の住民が問題意識を持って活動する
	南市羽ノ浦町)	・地域自ら情報発信し、活動するグループづくり
	・アドプトによる清掃活動(阿南市)	・那賀川を中心とする上流~下流の住民レベルで
	・地域の活動「保勝会」(那賀町)	の交流活動を積極的に行う
板野	・公園整備のワークショップ(松茂町)	・吉野川を鑑賞するところがない
	・正法寺川の清掃活動(藍住町)	・内側(庭)の景観から外側の見せる景観へ
	┃・板野駅にプランターで花を植えるボランテ	┃・屋根は日本瓦と新建材が混在している    ┃
	ィア(板野町)	・松並木を残したい
	・地域の清掃活動(大坂峠,あせび公園)	・氾濫している屋外広告物(昔は一貫性をもった
	・無人の神社や寺でも清掃	話し合いがなされた)
徳島	・NPO 法人新町川を守る会	・行政は景観行政団体となること
1/65 ==0	・徳島城址を愛する会	・市民は景観の大切さを気付くこと
	・マンション建設反対運動	- ・住民・行政協働で景観を考えるネットワークづ
	・町内会や学校単位の清掃活動	
	・眉山に桜を植える会	・規制型のルールづくり
		・小さな緑を増やし、大きな緑を残す
		・日常的な清掃活動等の継続が大切
鳴門	・観光ウォーキングにボランティアの説明	・住民の意識づくり、行政による仕掛けづくり
	・自分の家の前の草は自分で処理	・住民と行政の連携
	・木の消毒や草刈り	・地域リーダの育成・養成
	・花街道	・私権の制限が必要であるからこそ、地域の活動
		│ に行政が付加価値をつけることが必要 │ ↓ ボラッケ ★☆焼の登り券 中郷笠を誰もが見
		│・バラッケ,大谷焼の登り釜,史跡等を誰もが見 │ │ おまいようにRRL酰していく
吉野川	┃ ┃・街角コンサート,街角美術館(吉野川市鴨	やすいように PR し残していく ・景観に興味を持つよう意識 改革
声野川	・街用コンリート,街用美術館( 百野川巾 鴨   島町)	・景観に興味を持つより息融以単  ・まちづくりの啓発活動
井・旧	・美郷ホタル館(吉野川市美郷)	・地域学習等により自分のまちを知る
阿波郡	・奥野井自治会ボランティアからスタートし	・身近 なできることからはじめる
************************************	た船窪オレンジツツジ群生の管理(吉野川	・行政と住民とのコミュニケーション不足
	市山川町)	・建物の色や看板の規制
	・高開の石積み(吉野川市美郷)	・今ある絵になる風景、ほっとする景色を残す
三好	・剣山観光を進める会	・地域住民の意識改革
	・古川地区の大楠保存会(東みよし町)	・適正な情報提供
	・落合集落の保存会(三好市東祖谷)	・地域の歴史や由来の継承
	・増川の活性化を考える会(東みよし町)	・人材の育成
		・地域人口の維持
		・自然の適正な管理
L		・都市計画や農振地域の見直し

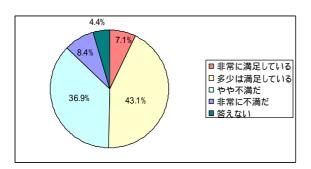
#### (4)景観に関するアンケート

県では、景観ワークショップの参加者を対象に、景観に関するアンケートを実施しました。このアンケートは、平成18年8月に読売新聞社が実施した世論調査と同じ調査項目で実施しています。なお、調査のサンプル数は、225人です。

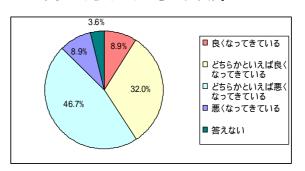
Q 1 あなたは、今お住まいの地域で、街並みや景観を損ねていると思うものがありますか(複数回答可)



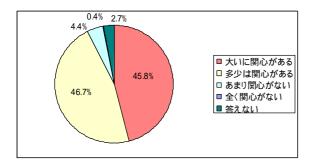
Q 2 あなたは、今お住まいの地域の街並みに、 全体として、満足していますか、満足して いませんか。



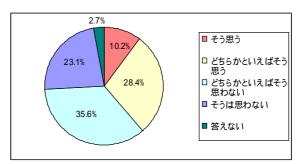
Q3 あなたは、お住まいの地域の街並みは、最近、良くなってきていると思いますか、悪くなってきていると思いますか。



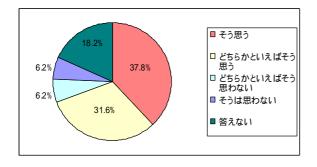
Q 4 あなたは、お住まいの地域の街並みを整備 することに、関心がありますか、ありませ んか。

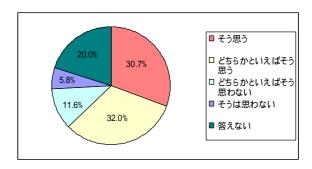


Q5 あなたは、今お住まいの自治体は、街並み を良くすることに積極的に取り組んでいる と思いますか、そう思いませんか。



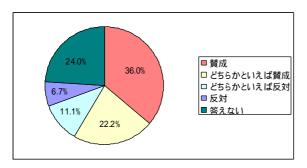
Q6 あなたは、街並みを良くするために、建物 の高さや色などの規制を強化する方が良い と思いますか、そうは思いませんか。 Q7 地域によっては、美しい街並みを守るために、家の屋根や壁、塀、門などの色を変える場合、自治体の許可が必要なところもあります。あなたは、お住まいの地域でこうした規制があったとしたら、受け入れることができると思いますか、そうは思いませんか。

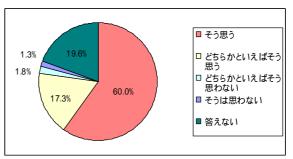




Q8 政府は、東京の日本橋周辺の街並みや景観を良くするために、現在橋の上を通っている高速道路を別の場所へ移す案を検討しています。あなたは、この案に賛成ですか、反対ですか。

Q 9 あなたは、国や自治体が、歴史的な遺産と 言われる建造物や街並みを保存したり整備 したりすることに、もっと積極的に取り組 むべきだと思いますか、そうは思いません か。





# 6 景観に関する著作

# (1)県内の景観資料・報告書等

名称	
徳島県の近代化遺産	徳島県教育委員会(H18)
- 徳島県近代化遺産(建築物等)総合調査報告書 -	
日本の文化的景観	文化庁文化財部記念物課監修
(農林水産漁業に関連する文化的景観の保護に関する調	
查研究報告書)	
とくしま・景観100選	徳島市(H3)
とくしま まちのデザイン作法集	徳島市(H9)
とくしま まちのデザイン作法集(キーワード集)	徳島市(H9)
東祖谷落合 伝統的建造物群調査報告書	東祖谷山村教育委員会(H15)
脇町伝統的建造物群保存地区調査報告書	社団法人徳島県建築士会 阿波のまちなみ
	研究会(S61)
阿波の農村舞台	社団法人徳島県建築士会 阿波のまちなみ
	研究会(H4)
徳島の文化財「建造物」	社団法人徳島県建築士会 阿波のまちなみ
	研究会(H6)
調査報告書 「漁村集落の・景・」	社団法人徳島県建築士会 阿波のまちなみ
	研究会(H7)
阿波の社寺建築	社団法人徳島県建築士会 阿波のまちなみ
	研究会(H9)
阿波のまちなみマップ	社団法人徳島県建築士会 阿波のまちなみ
	研究会(H16)
	社団法人全国市街地再開発協会

# (2)公共事業に関するガイドライン等

_( _ / _ /	公共事業に関するカイドライン寺	
分野	名称	所管
都市	景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)	国土交通省都市・地域整備
		局 (H17.3)
道路	道路デザイン指針	国土交通省道路局
	景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	景観に配慮した防護柵検討
		委員会(H16.3)
	四国車両用木製防護柵仕様書(案)	四国木製防護柵技術検討委
	四国歩行者自転車用木製防護柵仕様書(案)	員会(H16.10)
	道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン	国土交通省道路局(H17.3)
河川・	河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え	国土交通省河川局(H18.10)
砂防	方」	
	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部 (H19.2)
海岸・	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局,
港湾等		農林水産省農村振興局,水
		産庁 (H18.1)
	港湾景観形成ガイドライン	国土交通省港湾局(H17.3)
	航路標識等整備事業景観形成ガイドライン	海上保安庁交通部
住宅・	住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	国土交通省住宅局
建築物	官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	国土交通省官庁営繕部
農林	美の里づくりガイドライン	農林水産省農村振興局
		(H16.8)
	景観農業振興地域整備計画を策定するための手引き	農林水産省農村振興局農村
		政策課(H17)
全般	徳島県公共事業環境配慮指針	徳島県県土整備部

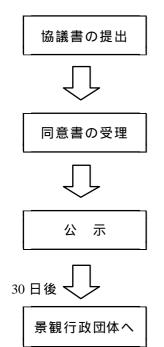
# 7 各種手続きの流れ

#### (1)景観行政団体の協議・同意における手続き

景観計画の策定等、景観法に基づく景観行政を行うためには、景観行政となる必要があります。中核市・政令市等を除く市町村は、都道府県知事との協議し、同意を受けて景観行政団体となります。

市町村が景観行政団体となる手続きの流れは、次のとおりです。

市町村での手続きの流れ(全体の流れはフロー図参照)



#### 協議

市町村の景観施策についての組織,取り組み方針などを記載した協議書に基づいて県と協議します。徳島県ではあらかじめ同意の基準及び手続きに関する要領を定めています。(P29)

# 知事の同意

県は、同意基準に基づき審査し、同意した場合は、市町村及び 関係機関に通知します。

#### 公示

市町村は、景観行政団体となる旨、及び景観行政団体となる日を公示し、その写しを県へ送付します。

公示は、景観行政団体になる日の30日前までに行うことと されています。



全国の景観行政団体数の推移

出展: 国土交通省調査

景観法第7条第1項ただし書の規定に基づく徳島県知事の同意基準及び 手続きに関する要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第7条 第1項ただし書に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第 1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市以外の市町村の長(以下「市 町村長」という。)が徳島県知事(以下「知事」という。)と協議し、知事が同意する に あたって必要な事項を定めるものとする。

#### (同意基準)

第2条 景観行政は、基本的には、基礎的自治体である市町村が中心的役割を担うことが 望ましく、市町村が景観行政を担当する意欲を持ち、徳島県知事との協議を求めた場合 には、市町村の体制上明らかに景観行政が担えない等の例外的な場合を除いて、原則的 に市町村が景観行政団体になることについて同意する。

特に、現在、地方自治法に基づく景観条例を策定している市町村等既に景観行政を積極的に推進している市町村が景観行政団体となる意向を示した場合には、徳島県は同意するものとする。

#### (協議)

- 第3条 市町村長の、知事に対する協議は、別記様式第1号において次の事項を記載して 行うものとする。
  - 一 景観行政団体として、法第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に 基づく事務を処理することにつき知事と協議する旨
  - 二 上記 一を行う予定の部署名及びその組織体制
  - 三 法第7条第7項に基づき公示を行う予定の年月日
  - 四 これまで取り組んできた景観施策がある場合はその内容
  - 五 今後の景観計画策定の基本的な考え方及びそのスケジュール

#### (同意)

第4条 知事は、市町村長からの協議に対し同意するときは、別記様式第2号により市町村長に通知するものとする。

#### (公示)

第5条 前条の同意を受けた市町村長は、速やかに法第7条第7項に基づく公示を行うとともに、その写しを知事に送付するものとする。

#### (関係所属長への通知)

第6条 徳島県県土整備部都市計画課長は、前条の公示の写しの送付があったときには、 その旨を関係所属長に通知するものとする。

#### 附則

平成17年6月23日から適用する。

(	뭬	記	榚	Ħ.	第	1	문	)
١.	7.1.1	ᄆ	17K	エレ	77		$\overline{}$	,

 第
 号

 年
 月

 日

徳島県知事

殿

市町村長 氏 名 印

# 景観行政団体に係る協議について

景観行政団体として、景観法第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務を処理したいので、同法第7条第1項ただし書の規定に基づき協議します。

景観施策担当部署	
上記担当部署の組織体制	
公示予定年月日	
これまで取り組んできた 景観施策	
景観計画策定の基本的考 え方及びそのスケジュー ル	

必要に応じて、資料等を添付するものとする。

# (別記様式第2号)

 第
 号

 年
 月

 日

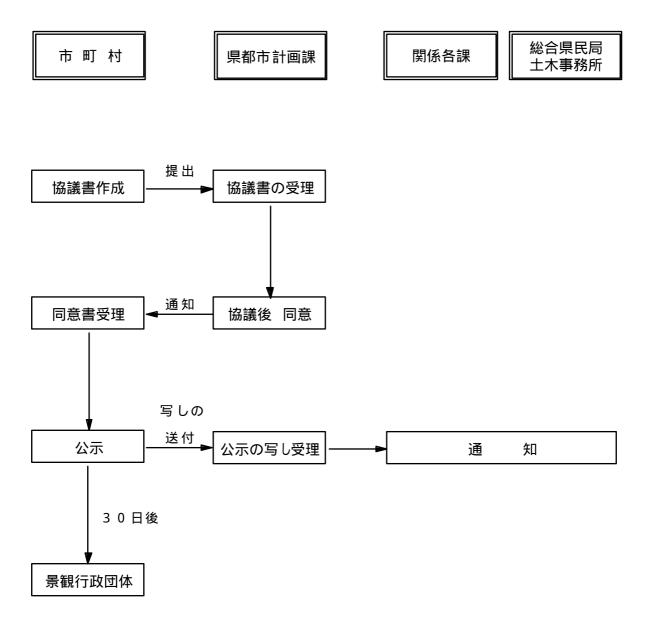
市町村長 氏 名 殿

徳島県知事 印

# 景観行政団体に係る同意について

平成 年 月 日付け第 号で協議のありました、 が景観行政団体となることについて、景観法第7条第1項ただし書の規定に基づき同意します。

# (参考)景観行政団体となる協議・同意手続きの流れ



#### (2)景観計画の住民等提案制度

景観法第11条では、次の要件を満足すれば景観計画の策定又は変更を住民等から提案することができることとされています。また法第12条ではこうした提案に対しては、遅滞なく判断をすることが求められていることから景観行政団体となった市町村は、これに備えてあらかじめ提案に必要な手続や様式等を定めておくことが望まれます。 また、提案を受けた場合に、その提案を採用するかどうかの判断基準等についても定めておくことが望まれます。

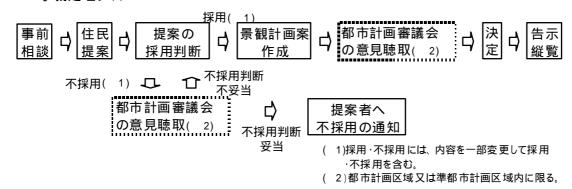
#### 要件

提案できる者	・提案に係る区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗
(法第11条第1項、	要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者(以下土地所有者等
第2項)	という。)
	・まちづくり NPO、公益法人又は条例で定める団体
提案に係る区域	・0 .5 ha 以上の一団の土地(条例により面積を 0 .5 ha 未満に下
(法施行令第7条)	げることが可能)
区域内の土地所有	・土地所有者等の3分の2以上の同意(同意した土地所有者等の所有
者等の同意	地等の合計面積が区域内(公共施設用地を除く)の総地積の3分の
(法第11条第3項)	2 以上となる場合に限る。) を得ていること。

提案に必要な書類(景観行政団体及び景観計画に関する省令第5条)

- ・氏名住所を記載した提案書
- ・景観計画の素案
- ・土地所有者等の同意を得たことを証する書類

#### 事務処理フロー



#### (3)景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案制度

景観計画区域内の建造物または樹木について、その所有者または景観整備機構は、その建造物または樹木が良好な景観の形成に重要であって一定の基準を満足する場合には、景観行政団体の長に対して景観重要建造物または景観重要樹木に指定するよう提案することができることになっています。(法第20条、第29条)

従って、景観行政団体である市町村は、あらかじめ提案に必要な様式や資料を定めておくことが望まれます。

指定の基準(法施行規則第6条、第11条)

景観重要建造物	1 地域の自然、歴史、文化等から見て、建造物の外観が景観上の特徴
	を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
	2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので
	あること。
景観重要樹木	1 地域の自然、歴史、文化等から見て、樹容が景観上の特徴を有し、
	景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
	2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので
	あること。

# 提案に必要な書類(法施行規則第7条、第12条)

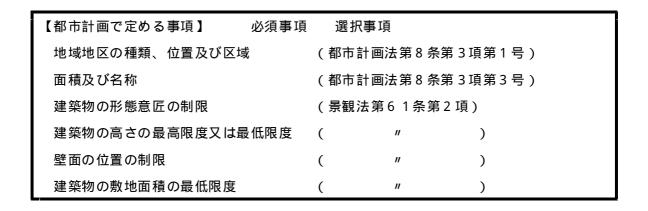
景観重要建造物	提案書	氏名 住所 建造物の名称 所在地 外観の特徴
	添付図書	1 建造物の敷地及び位置並びに敷地周辺の状況を示す
		縮尺 二千五百分の一以上の図面
		2 道路その他の公共の場所から撮影した建造物の写真
		3 所有者が二人以上いる場合で、提案者がそのうちの一部
		の者である場合には、提案者以外の所有者全員の合意書
景観重要樹木	提案書	氏名 住所 樹木の樹種 所在地 樹容の特徴
	添付図書	1 樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以
		上の図面
		2 道路その他の公共の場所から撮影した樹木の写真
		3 所有者が二人以上いる場合で、提案者がそのうちの一部
		の者である場合には、提案者以外の所有者全員の合意書

景観整備機構が提案する場合には、当該建造物又は当該樹木の所有者全員の同意書が必要です。

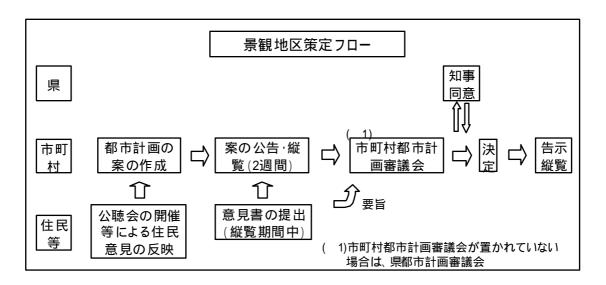
#### (4)景観地区の指定の手続き

景観地区は、市町村が都市計画法に基づき定める地域地区の1つです。従って、都市計画区域 又は準都市計画区域内においてのみ定めることができますが、留意点として景観行政団体になっ ていない市町村でも指定が可能だということです。また、景観計画区域内において重複して指定 する場合には、その計画内容が景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めなけれ ばならないことになっています。(法第61条第2項)

景観地区に関する都市計画で定めなければならない事項は、次のように定められています。



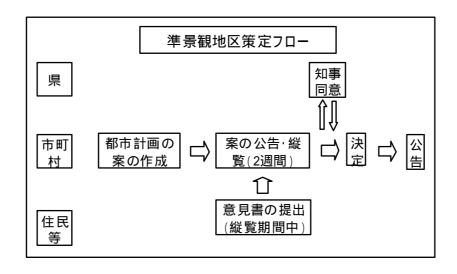
指定の手続きですが、都市計画法に定められた手続きのフローは次のとおりです。



また、景観地区は都市計画であるので、都市計画法第21条の2の規定により土地所有者等は景観地区の提案をすることができることになっています。

#### (5)準景観地区の指定の手続き

準景観地区は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域内において、複数以上の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている区域について、その景観を保全するために指定するものです。法第74条に定める指定の手続きは、次のフローのとおりですが、景観法運用指針によると準景観地区の指定は手続きは、自治事務であることから、市町村の判断において、条例により手続きを付加することができます。



また、指定しようとする旨の公告(法第74条第5項)は、法施行規則第28条に定める次の 事項について行うことになっています。

準景観地区の名称

準景観地区の位置及び区域

準景観地区の面積

なお、住民の意見を反映させる措置として、景観法では定められていませんが、景観法運用指針には準景観地区においても、景観地区に準じて、住民提案の手続きがを設けることが望ましいとされていることから、条例により規定を設けることが有効であると考えられます。